医師の労働時間短縮計画の作成を支援します

令和3年5月の医療法改正で、次のことが決まりました。

- 医師の時間外・休日労働の上限である年 960 時間*を超えることができる特例水準(地域医療確保のための暫定的な「連携 B 水準」・「B 水準」と、集中的な技能向上等の「C 水準」)の指定を都道府県知事から受けることを予定している医療機関は、令和 6 年度以降の医師労働時間短縮計画の案を作成すること。
- 時間外労働が年 960 時間を超える医師が勤務する医療機関は、<u>令和4年度~5年度の医師労働</u>時間短縮計画を作成すること(努力義務)。

センターでは、これら2つの計画についての取組みを支援します。

※労働基準法で、令和6年4月から医師の時間外労働の上限が、原則年960時間までとされます。

● 支援対象

年間の時間外・休日労働が960 時間を超えている医師が勤務している病院(副業や兼業先を合わせて年960 時間を超えている場合も含みます)

● 支援内容

センターのアドバイザー(社会保険労務士や医業経営コンサルタント)が、毎月 1 回病院を訪問し、医師労働時間短縮計画の作成に役立つ助言を行って支援します。(病院訪問に加えて、随時、電話での相談も受け付けます)

【具体的な支援内容例】

- ① 医師労働時間短縮計画策定ガイドラインなどの情報提供と説明
- ② 労働時間を適切に把握するための勤務実態調査支援ツールの提供と活用方法の説明
- ③ 医療機関の現状や特性に応じた取組みに関する助言

● 留意事項

- ・当センターの支援を希望される場合は、必ず管理者の意向を確認してください。
- 医師労働時間短縮計画の作成はもとより医師の働き方改革に向けた取組みは、医療機関が主体的に行うものです。当センターのアドバイザーが計画を作成するものではありません。
- ・支援後に取組状況を伺うことや、外部へ取組事例として紹介させていただくことがあります。 ので、ご協力をお願いします。

● 支援を希望される場合は、次の事項について連絡をお願いします。

病院名		
担当者名		
連絡先(電話・E-mail)	(電話)	(E-mail)
時間外労働が年 960 時間 を超えている医師数		
作成する計画	() 令和4年度~5年度の計画	() 令和6年度以降の計画案
申請予定の水準	()連携B水準 ()B水準	() C-1 水準 () C-2 水準

問合せ・申込先 高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者:一般社団法人 高知医療再生機構)

(電話) 088-822-9910 (FAX) 088-855-5881 (E-mail) kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁本庁舎4階



△○×病院 医師労働時間短縮計画 (イメージ)

計画期間

令和〇年〇月~令和6年3月末

対象医師

△△科医師、□■科医師

労働時間数

△△科医師

年間の時間外・休日労働時間数	前年度実績	当年度目標	計画期間終了
			年度の目標
平均	○時間△分	○時間△分	○時間△分
最長	○時間△分	○時間△分	○時間△分
960 時間超~1,860 時間の人数・割合	〇人・33%	〇人・20%	〇人・10%
1,860 時間超の人数・割合	〇人・5%	〇人・3%	〇人・0%

□■科医師

年間の時間外・休日労働時間数	前年度実績	当年度目標	計画期間終了 年度の目標
平均	○時間△分	○時間△分	○時間△分
最長	○時間△分	○時間△分	○時間△分
960 時間超~1,860 時間の人数・割合	〇人・20%	○人・10%	〇人・0%
1,860 時間超の人数・割合	〇人・0%	〇人・0%	〇人・0%

労務管理・健康管理

【労働時間管理方法】

前年度の取組内容	出勤簿による自己申告
当年度の取組目標	出退勤管理に関してICカード導入
計画期間中の取組内容	引き続きICカードにより管理

【宿日直許可基準に沿った運用】

前年度の取組内容	未許可
----------	-----



	・産業医を1人選任する
当年度の取組目標	引き続き
	・衛生委員会を月1回開催する
	・健康診断年1回以上実施する
	・産業医を1人選任する
計画期間中の取組内容	引き続き
	・衛生委員会を月1回開催する
	・健康診断年1回以上実施する
	・産業医を1人選任する

意識改革・啓発

【管理者マネジメント研修】

取組の実績	特に実績なし
取組の目標	・国の実施する病院長向けの研修会に病院長が 参加する ・診療科長等向けに管理者のマネジメント研修 を年1回開催し受講を促す

タスク・シフト/シェア

【看護師】

取組の実績	特に実績なし
取組の目標	特定行為研修を受講する看護師を〇名以上に増 加させる

【医師事務作業補助者】

The ATL or state	医師事務作業補助者〇人体制で医師の具体的指	
	取組の実績	示の下、診療録等の代行入力を行う。
	取組の目標	医師事務作業補助者〇人体制に増員し医師の具
	収組の日保	体的指示の下、診療録等の代行入力を行う。

医師の業務の見直し

【日当直の体制や分担の見直し】

取組の実績	従来は各診療科毎の日当直体制



当年度の取組目標	労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条の宿日直許可の取得手続きを行う
計画期間中の取組内容	引き続き宿日直許可に基づき適切に取り組む

【医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するための手続等】

前年度の取組内容	特に対応なし
当年度の取組目標	医師の研鑚に関して、事業場における労働時間
	該当性を明確にするための手続を周知し、環境
	の整備を管理する
計画期間中の取組内容	引き続き手続きを周知し適切に取り組む

【労使の話し合い、36協定の締結】

前年度の取組内容	労使間の協議の場として、労働時間等設定改善
	委員会を月1回開催する
	36 協定を当該事業場に労働者(パートやアルバ
	イト等も含む)の過半数で組織する労働組合(過
	半数組合)と協議して締結し、届け出た36協定
	は医局内に掲示する
当年度の取組目標	引き続き
	労使間の協議の場として、労働時間等設定改善
	委員会を月1回開催する
	36協定を当該事業場に労働者(パートやアルバ
	イト等も含む)の過半数で組織する労働組合(過
	半数組合)と協議して締結し、届け出た36協定
	は医局内に掲示する
計画期間中の取組内容	引き続き
	労使間の協議の場として、労働時間等設定改善
	委員会を月1回開催する
	36協定を当該事業場に労働者(パートやアルバ
	イト等も含む)の過半数で組織する労働組合(過
	半数組合)と協議して締結し、届け出た36協定
	は医局内に掲示する

【衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制】

前年度の取組内容	・衛生委員会を月1回開催する
	・健康診断年1回以上実施する



取組の目標	各診療科毎の日当直体制ではなく、日当直人数
	を交代で1日当直当たり2人体制とし、日当直
	しない診療科についてはオンコール体制とする

その他の勤務環境改善

【ICTその他の設備投資】

	取組の実績	未導入
	取組の目標	音声入力システムを導入してカルテの一部を自
		動作成する

策定プロセス

各職種から各代表1名が参画する勤務環境改善委員会を3ヶ月に1回開催 し、この計画の検討を行い、策定した。策定されたこの計画は医局の他、各職 種の職場に掲示する。